

規 則

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則七―一〇三〇

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二九九）の一部を次のように改正する。

第四条中「一万二千元」を「一万六千元」に改める。

第十二条を次のように改める。

（令和三年四月一日における届出の特例）

第十二条 令和三年三月三十一日において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年埼玉県条例第十九号）附則第五項の規定による住居手当を支給されている職員であつて、同年四月一日においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、同日に条例第九条の五第一項各号に該当することとなるものについては、令和二年三月三十一日において支給されていた住居手当に係る第六条第一項の規定により行われた届出（令和元年改正条例附則第五項の規定による住居手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一〇三二）第六条において準用する第六条第一項の規定による届出が行われた場合には、当該届出）を令和三年四月一日において支給されることとなる住居手当に係る同項の規定により行われた届出とみなす。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。